

全道庁労連

青年部機関紙

Youth Laborer

全道庁労連青年部1,700人の総力を挙げ、全道庁労連組織の先頭に立ち、職場からほんものの労働運動を確立し、青年部運動のさらなる発展をめざそう！
編集/発行 自治労全道庁労連青年部常任幹事会

『怒布』で青年の実態 訴える！

総務部長交渉 実施



『怒布』を当局に提出する佐藤青年部長

青年部は、1月12日に『総務部長交渉』を実施した。冒頭、全道の青年部員の思いや実態の詰まった『怒布』を当局に提出し、これらの怒りの声をしっかりと受け止めるよう申し入れ、交渉を開始した。

① 時間外勤務

青年部長

この間の交渉の中で「引き続き、時間外勤務の縮減に努める」「事前命令や退庁管理を徹底する」との回答が示されているが、一向に改善されていない。青年部員からは「職場によって時間外勤務のルールが違い、一部には適切に対応されていない実態がある」との声が挙がっているが、どのように対応するのか？

総務部次長

「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」に基づき、事前命令や退庁管理の徹底を図るよう、引き続き指導する。

青年部長

引き続き指導しているのかもしれないが、それでも改善されていない。職場発言で具体的に指摘する。

職場発言

「君の能力が低いから勤務

時間に終わらないのであって、時間外命令は出せない」と言われた。「土日も出勤しなければ仕事が終わらない状況なのに、予算がないので時間外手当が出ない」など、時間外勤務の実態が黙殺されていることを厳しく指摘。

青年部長

時間外勤務の実態を正確に把握しないことには人員は増えないと考え、手当の完全支給に重点をおいて指摘した。しかし、一番の要求は「時間外勤務をしなくてよい職場」にすること。業務に見合った人員を配置すること。



時間外の実態を訴える網走・平山

②賃金

青年部長

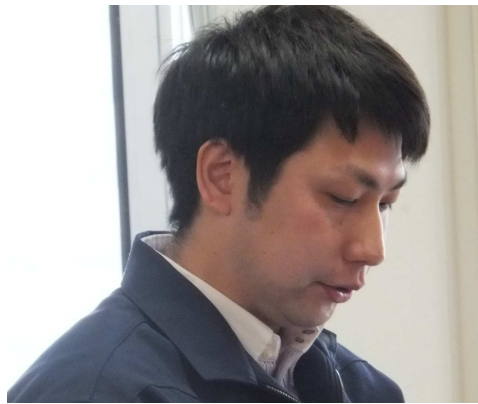
これまで、独身の人も、子どもがいる人も、奨学金を返している人も、誰もが安心して暮らすことのできる賃金水準を求めてきた。しかし、人事委員会勧告や「国や他府県の動向」を理由に、私たちの実態を踏まえた回答は示されていない。

また、地方公務員法第24条第3項では、「職員の給与は、生計費並びに他の地方公共団体の職員や民間企業の給与などを考慮して定められなければならない」とされているのに、私たちの「生計費」が考慮されていないことに疑問。

職場発言

「専業主婦の妻と子どもが2人。毎月の賃金では、家族を養っていけない。足りない分はボーナスで補填し、将来のための貯金ができない」、「賃金が少なく、昼食はいつもカップ麺で済ませ

ているため、健康診断で要精検となった」など、厳しい生活実態を訴えた。



仲間の実態を訴える釧路・川村

総務部次長

これまでも人事委員会勧告を尊重することを基本に対処してきたところであり、今後、勧告制度の趣旨を十分踏まえるとともに、国や他府県の動向を見極めながら、適切に対処したい。

青年部長

今まで17年間も道独自に賃金を削減しておいて、削減され続けた職員の実態を考慮しないことには納得できない。

昨年の総務部長交渉で『給与の独自縮減は、長期間にわたり、青年層職員の方々、そしてご家族の皆様にも、大きな負担をおかけし、大変厳しく受け止めている』との回答が示されたが、

本当に厳しく受け止めているのか疑問と抗議。実態を踏まえた賃金改善を再度検討すること。

③給与各付けの見直し

青年部長

これまでも様々な賃金合理化をしておいて、更に生涯賃金を400万円も減らすような見直しには反対。

総務部次長

『人事施策に関する基本方針』を策定し、能力実績主義を徹底するため、昇任等に関する人事管理のあり方を見直し、人事評価に基づく『頑張ったものが報われる』公正な人事の推進、昇任による給与上のメリット付与などの施策を推進する。

青年部長

「頑張ったものが報われる」のではなく、「頑張ったものうち、一部のものしか報われない」制度になっており、全く『公正』ではない。結局、賃金を抑制したいだけではないか。昇任や賃上げをぶらさげれば、行政サービスはよくなるのか。改めて制度内容の再検討すること。

交渉の詳細については、

1月18日付けの『労連情報第88号』をご覧ください。



仲間の思いを背負い参加する交渉団